

令和6年度 保険者機能強化推進業務 に係る企画提案公募要領

大阪府では、介護保険の保険者である各市町村において、地域の実態把握や課題分析を行い、地域の実情に応じた取組みを進めていくための支援として「令和6年度 保険者機能強化推進業務」を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 事業名（又は業務名）

令和6年度 保険者機能強化推進業務

(1) 事業（又は業務）の趣旨・目的

高齢者が要介護状態や認知症になった場合でも、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築し深化・推進していくことが喫緊の課題になっている。

介護保険の保険者である市町村が3年を1期とする介護保険事業計画を策定し、計画に基づく取組みを推進するにあたっては、給付費等に関する地域差分析を通して地域課題を把握し、課題解決に向けた取組みを行い、適切な指標による実績評価を行うといったPDCAサイクルを推進することが重要であり、都道府県には、そうした取組みの支援が求められているところである。

本事業は、様々なデータソースから把握できる給付費等の情報から地域の特徴を市町村が分析し、課題を抽出できるよう分析のサポートを行うとともに、自立支援・重度化防止や介護給付適正化等に向けた課題解決を図る企画・立案・適正な指標による実績評価を各市町村において行うことができるよう、一連の支援を委託により実施するものである。

(2) 事業概要

別紙「仕様書」のとおり

(3) 予定契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）

(4) 委託上限額

10,570,000円（税込）

2 スケジュール

令和6年7月16日（火）	公募開始
令和6年7月22日（月）	説明会開催
令和6年7月23日（火）	質問受付開始
令和6年8月2日（金）	質問受付締切（午後1時締切）
令和6年8月6日（火）	質問回答
令和6年8月15日（木）	提案書類提出締切
令和6年8月下旬頃	
（※予定8月29日（木））	選定委員会（プレゼンテーション審査）

令和6年9月上旬頃	契約締結
令和6年9月中旬頃	事業開始
令和7年3月31日(月)	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。)第3条第1項に規定する入札参加除外者(以下「入札参加除外者」という。)
 - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者(以下「誓約書違反者」という。)
 - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約(府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和6年7月16日(火)から令和6年8月15日(木)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

イ 配布場所及び受付場所

大阪府福祉部高齢介護室介護支援課企画調整グループ
住 所：大阪府中央区大手前二丁目 大阪府庁別館7階
電話番号：06-6944-7089

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、介護支援課ホームページ
(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090090/kaigoshien/kikakuteian-keikaku/r6.html>)
からダウンロードできます。(郵送による配布は行いません。)

エ 受付期間

令和6年7月16日(火)から令和6年8月15日(木)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

オ 提出方法

書類は、4.(1)イ「配布場所及び受付場所」に提出してください。

※持参する場合は、事前に電話連絡をお願いします。

※郵送する場合は、令和6年8月15日(木)必着とします。郵送後に電話連絡をお願いします。

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

- ア 応募申込書（様式 1：正本 1 部、副本 10 部）
- イ 企画提案書（様式 2：正本 1 部、副本 10 部）
- ウ 応募金額提案書（様式 3：正本 1 部、副本 10 部）
- エ 共同企業体で参加の場合
 - ① 共同企業体届出書（様式 4：1 部）
 - ② 共同企業体協定書（写し）（様式 5：1 部）
 - ③ 委任状（様式 6：1 部）
 - ④ 使用印鑑届（様式 7：1 部）
- オ 誓約書（参加資格関係）（様式 8：1 部）

（添付書類）

※共同企業体（この事業を目的として構成された共同企業体）で企画提案する場合は、共同企業体すべての構成員について提出してください。

- ア 定款又は寄付行為の写し（1 部）（原本証明してください。）
- イ ① 法人登記簿謄本（1 部）
 - ・ 法人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
- ② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1 部）
 - ・ 個人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
 - ・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1 部）
 - ・ 個人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
 - ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ウ 納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）
 - ① 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
 - ・ 大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
 - ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- エ 財務諸表の写し（1 部：最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分）
 - ① 貸借対照表
 - ② 損益計算書
 - ③ 株主資本等変動計算書
- オ 障害者雇用状況報告書の写し（1 部）
 - ① 常時雇用労働者数が 40.0 人以上の事業主の場合
 - ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が 40.0 人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第 6 号）」の写し

- ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
(インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。)
 - ② 常時雇用労働者数が 40.0 人未満の事業主の場合
 - ・「障がい者の雇用状況について」(様式 9)
 - カ ひとり親家庭の親の雇用状況に関する報告書(様式 10: 1 部)
 - キ 生活困窮者自立相談支援機関利用証明書
 - ・自立相談支援機関が発行しているもの
- ※オ～キは、雇用の実績がある場合のみ提出してください。

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

- ア 応募は 1 者 1 提案とします(共同企業体構成員として参加する場合を含む)。
- イ 応募書類はカラーとモノクロ(白黒)のどちらでも可とします。
- ウ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ 1 セットずつ A 4 ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体(CD-R 等)での提出もお願いします。
- エ 副本は選定委員会での説明資料になります。提案内容をより客観的かつ公正に審査するため、提案事業者が特定できる内容等(代表者、社章、所在地、電話番号等含む)が記載されている場合は、副本の当該箇所を黒塗りし提出してください。
- オ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。
 <記入例>「令和 6 年度 保険者機能強化推進業務」提案書
 株式会社〇〇(法人名)
- カ 書類提出後の差し替えは認めません(大阪府が補正等を求める場合を除く)。
- キ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

令和 6 年 7 月 22 日(月) 午後 2 時から午後 2 時 30 分まで

(2) 開催方法

zoom によりオンラインで実施します。

参加 URL は説明会を申し込まれた電子メールアドレス宛てに送信します。

(3) 申込方法

- ・参加申込書(様式 11)に必要事項を記入の上、電子メールでお申込みください。

※電子メールアドレス: koreikaigo-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

- ・電子メールの件名は「【説明会申込】令和 6 年度 保険者機能強化推進業務(法人名)」と明

記してください。

- ・電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6944-7089）をお願いします。

（電話連絡：午前10時から午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜日・祝日を除きます。）

※電子メール以外（口頭、電話等）による申し込みは受け付けません。

※本公募要領等資料は事前に介護支援課のホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090090/kaigoshien/kikakuteian-keikaku/r6.html>

からダウンロードしてください。

(4) 説明会への申込期限

令和6年7月19日（金） 午後2時まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

令和6年7月23日（火）から令和6年8月2日（金）午後1時まで

(2) 提出方法

様式12により、電子メール（アドレス：koreikaigo-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 質問への回答は介護支援課ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090090/kaigoshien/kikakuteian-keikaku/r6.html>

に掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2) 審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案事業者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

ウ プレゼンテーション時間は1者あたり15分間とします。プレゼンテーションでは、提案内容のアピールポイントを端的に説明してください。

エ プレゼンテーションで、スライドや映像を使用する場合、スクリーン、プロジェクターは、こちらで用意しますが、それ以外に必要な機材（パソコン等）は応募提案者で用意してください。（持ち込みによる使用は可。）なお、持ち込みのパソコンとプロジェクターの接続方法は、HDMIケーブルによる接続のみとします。

オ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

カ 最優秀提案事業者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目		審査内容		配点
1	提案内容の妥当性及び充実度	(1) 地域の特徴把握のための分析業務	・地域分析や給付費分析を行うにあたり、多角的な視点で地域の特徴を抽出するなど効果的な分析手法であるか。	20点
		(2) 市町村向け研修の企画・運営業務	・分析結果を踏まえた研修会及び意見交換の際に、計画の進捗管理及び次期計画策定に向けた取組み（介護給付適正化に関する取組みも含む）の課題分析、改善・見直し等といった PDCA サイクル推進への理解が深まるよう工夫されているか。 ・単なる座学研修だけではなく、市町村同士のグループディスカッション等を盛り込むなど、市町村の理解が進む研修となるよう工夫がなされているか。	20点
		(3) 市町村への伴走型支援	・地域差分析等の伴走支援にあたり、対象市町村において、地域分析に基づいた課題把握及び課題解決に向けた取組みや評価指標の検討を行うことができるよう、具体的な支援手法が提案されているか。	15点
			・介護給付適正化の伴走支援にあたり、対象市町村において、給付費等の分析に基づいた適正化事業の課題把握及び効果的な取組みの検討を行うことができるよう、具体的な支援手法が提案されているか。	15点
2	府施策への協力	常用雇用労働者 40.0 人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているか。または、常用雇用労働者 40.0 人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているか。	5点	
		ひとり親家庭の親または、生活困窮者自立相談支援機関利用者を雇用しているか。	5点	
3	価格点	価格点の算定式 満点（10点）× 提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	10点	
4	全体評価	提案内容の総合評価及び業務遂行能力	10点	
合 計				100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を介護支援課ホームページ
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090090/kaigoshien/kikakuteian-keikaku/r6.html>)

において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 * 申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式 13）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

- イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
- ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
- エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
- オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
- カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
- イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
- ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。